

児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

● 児童扶養手当の制度案内

児童扶養手当とは、ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。今年8月から、法改正に伴い、父子家庭の方も支給対象となりました。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を扶養しているひとり親の方、または父(母)に代わって養育している方で、支給条件のいずれかに該当する児童を養育している方が対象となります。

〈支給資格要件〉

- ・ 父母が婚姻を解消した児童
 - ・ 父(母)が死亡した児童
 - ・ 父(母)が政令に定める程度の障害の状態にある児童
 - ・ 父(母)の生死が明かでない児童
 - ・ 父(母)から1年以上遺棄されている児童
 - ・ 父(母)が1年以上拘禁されている児童
 - ・ 父(母)が婚姻しないで生まれた児童
 - ・ 父・母ともに不明である児童
- 〈支給額〉
父または母や養育者、同居の扶養義務者の所得により支給額が決定します。(父または母及び

児童が受け取る養育費の8割も所得として取り扱われます。)

また、所得が限度額以上ある場合は、その年度(8月分から翌年7月分まで)は、手当の全部、または一部が支給停止になります。(別表1参照)

支給額は、別表2のとおりとなります。

父子家庭の申請受付開始

○平成22年8月1日前から支給条件に該当する方

平成22年11月30日までに申請すれば、8月分からの手当が支給されます。

平成22年12月1日以降に申請した場合は、申請月の翌月からの手当が支給されます。

現況届の提出

毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっております。

現在、児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も含まれます)は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は支給資格を喪失することがありますのでご注意ください。

● 特別児童扶養手当の制度案内

特別児童扶養手当とは、知的障害または身体障害等の状態(政令で定める程度以上)にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。なお、所得制限がありません。

〈支給資格要件〉

知的障害もしくは身体障害(中程度以上)の状態にある児童を監護している父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方が対象となります。

〈支給額〉

- ・ 重度障害児の場合
1人につき月額50,750円
 - ・ 中度障害者の場合
1人につき月額33,800円
- また、所得が限度額以上ある場合は、その年度(8月分から翌年7月分まで)は、手当の支給は停止されます。(別表3参照)



別表2 児童扶養手当支給額(月額)

児童数	全額支給	一部支給
1人	41,720円	41,710～9,850円
2人	46,720円	46,710～14,850円
3人以上	3人目から児童1人増すごとに、3,000円加算	

別表1 児童扶養手当 平成22年度所得制限限度額

(平成22年8月1日以降)

扶養親族等の数	父(母)または養育者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円未満	192万円未満	236万円未満
1人	57万円未満	230万円未満	274万円未満
2人	95万円未満	268万円未満	312万円未満
3人	133万円未満	306万円未満	350万円未満
4人	171万円未満	344万円未満	388万円未満

別表3 特別児童扶養手当 平成22年度所得制限限度額

(平成22年8月1日以降)

扶養親族等の数	請求者	配偶者及び扶養義務者	備考
0人	459.6万円未満	628.7万円未満	以下、本人の場合1人増すごとに38万円、配偶者等は1人増すごとに21.3万円加算。
1人	497.6万円未満	653.6万円未満	
2人	535.6万円未満	674.9万円未満	
3人	573.6万円未満	696.2万円未満	
4人	611.6万円未満	717.5万円未満	

所得状況届の提出

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も含まれます)は、全員所得状況届の提出が必要となります。

対象者の方には8月上旬までに通知をお送りしています。届出期間(8月11日(水)～9月10日(金)まで)内に必ず手続きしてください。

◎問い合わせ
子育て支援室

☎内線305